

飯舘村未利用公共施設の利活用に係る民間提案募集要項

1 趣旨

村では、用途廃止された未利用の公共施設の有効な利活用を図るため、「飯舘村公共施設等総合管理計画」に基づき、PPP（民間との協働による公共サービスの提供手法）や、その代表的手法である PFI（民間資金等を活用した社会資本整備）の活用により、効率的な運用を実施する方針としています。

これらを踏まえ、民間事業者等のアイデア、ノウハウ、資金調達能力を活用し、本村の未利用公共施設の利活用および維持管理に関する費用削減、さらには村づくりに貢献する事業提案を募集します。

2 対象物件

- (1) 旧臼石小学校（臼石字田尻 127-1）

3 提案の条件

- (1) 未利用公共施設を活用することにより、村の収入の増加またはコストの削減に貢献すること
- (2) 村の新たな財政支出または維持管理費の増加を伴わないものであること。また、事業終了後に村の負担が発生しないものであること
- (3) 地域住民に受け入れられる事業内容であること

4 提案書に必須で記載を求めるもの

- (1) 事業内容および提案者独自のノウハウやアイデア
- (2) 自治体経営への貢献度（村づくりや財政面）
- (3) 施設の維持管理・改修等の計画（維持管理については、年間の維持管理計画と費用について、改修等については、いつごろどのくらいの費用をかけて行うのか、おむねの内容で結構ですので記載してください。）

5 提案者の要件

次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、官庁及び地方公共団体等から指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 公租公課を滞納している者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て若しくは民事

再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又はその他これに類する団体が経営若しくは運営に実質的に関与している団体ではないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者ではないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者ではないこと。
- (7) 提案内容に関し、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けていない者ではないこと。
- (8) その他、村及び関係機関等との協議に柔軟、真摯に対応できる者であること。

6 申し込み書類

- (1) 飯舘村未利用公共施設の利活用計画書
- (2) 提案者の事業概要
- (3) 宣誓書
- (4) 役員一覧
- (5) 納税証明書
- (6) 決算書類（2 期分）
- (7) その他利活用事業の説明に必要な資料等

7 賃料等

原則本村の行政財産使用料などの算定基準をもとに、提案内容を勘案して協議の中で決定します。

8 事業のスケジュール

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| (1) 応募要項の公表 | 令和 8 年 1 月 5 日 |
| (2) 現地調査の受付 | 令和 8 年 1 月 5 日～令和 8 年 2 月 28 日 |
| (3) 事前相談（質疑）の受付 | 令和 8 年 1 月 5 日～令和 8 年 2 月 28 日 |
| (4) 提案書類の受付 | 令和 8 年 1 月 5 日～令和 8 年 2 月 28 日 |
| (5) 書類審査（参加資格審査） | 令和 8 年 3 月中旬頃（予定） |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 3 月中旬頃（予定） |
| (7) 審査結果公表 | 令和 8 年 4 月中旬頃（予定） |

(8) 契約

令和8年4月下旬頃(予定)

9 その他

本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、村と提案者で協議を行うとします。